


所管部課	社会教育部中央図書館	部長	小俣 学	
件名	第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	子どもの読書活動の推進に関する法律		
	部課機関			
1. 要 旨				
<p>東大和市子ども読書活動推進計画の計画期間が、平成29年度をもって満了となることから、次期計画となる第二次東大和市子ども読書活動推進計画を策定するため、標記委員会を設置するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事項：第二次東大和市子ども読書活動推進計画の策定に関して必要な事項を調査、研究及び審議し、計画を策定する。 ・委員構成：社会教育部長を委員長とし、委員は子育て支援課長、狭山保育園長、青少年課長、健康課長、教育総務課長、学校教育部副参事（統括指導主事）、社会教育課長及び中央公民館長の職にある者をもって組織する。事務局は中央図書館に置く。 <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 子どもの読書活動推進に寄与することができる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>平成25年3月 東大和市子ども読書活動推進計画（平成25年度～平成29年度）策定</p> <p>平成26年4月 東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議の設置 各年度の報告書を作成</p> <p>平成29年3月24日 第3回東大和市教育委員会定例会にて審議済</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議終了後、要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。